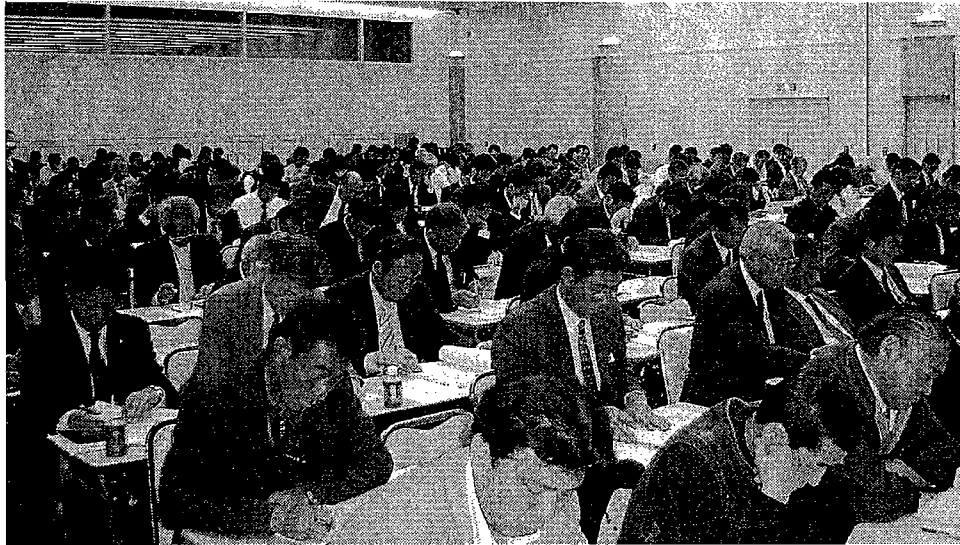


法令順守徹底を確認

関液協 保安管理者研修会



約280人が参加した保安管理者研修会

富士鉱油・保安推進室 大井 誠室長が

関東液化石油ガス協議会保安委員会の委員長に就任

第35回保安管理者研修会で査察マニュアルについて説明

社内査察マニュアル活用を

関東液化石油ガス協議会（関液協、清水宣彦会長）は11日、東京・千代田区の中央大学駿河台記念館で「第35回保安管理者研修会」を実施、約280人が参加した。関東東北産業保安監督部保安課から、湯沸器のCO中毒事故に関するガス関連法施行規則等の改正ポイントや平成19年度保安対策指針などのレクチャーを受けたほか、社内の保安査察・チェック基準を示した改訂版「社内査察マニュアル」の活用などを呼びかけ、事故防止への取り組みと法令順守の徹底を再確認した。

研修会では、関東東北産業保安監督部保安課の濱田定郎液化石油ガス係長が特定消費設備における重大事故の報告義務など製品安全総点検31項目に基づく法令改正ポイントを解説。その中で、新たに追加となった告示で定められた強制排気式燃焼器

の排気確認調査に関しては、近く原子力安全・保安院のホームページでも、その方法を分かりやすく掲載するとした。また、昨年のLPGガス事故状況や立入検査で要改善の指摘があった事項などを説明し、「これまでの事故を教訓に、今後の事

故対策に役立てるとともに、事故防止に向けて全社的な法令順守の徹底を図ってもらいたい」と強調した。続いて、関液協保安委員の大井誠委員長が「改訂版・社内査察マニュアル」について説明した。同マニュアルは、平成13年の初版発行から6年が経過し、販売事業者、保安機関、設備工事業者など事業者形態が複雑化していることなども踏まえ、関液協保安委員会が中心となり新たに作成した。販売事業者の責務である保安業務の確実な実施を重点に、LPGガス販売事業者自らが事業所や営業所等の内部査察

基準と各保安業務のチェック項目を様式化したもので、①保安査察基準②販売事業・社内保安査察実施記録③保安機関・社内保安査察実施記録——の大きく三つで構成される。

大井委員長は「19年度の保安対策指針で示されているように法令順守の徹底を図るうえで、社内査察の重要度が高まっている。このマニュアルを有効に活用し、リスク管理手法導入によって、各社で保安業務の確実な実施を図ってもらいたい」と呼びかけた。また、全国消費者生活相談員協会消費者生活相談員の大内美喜子氏による「LPGガス取引適正化等に向けて消費者相談対応及び改善に関する調査」の講演もあった。